

平成30年2月15日

平成30年第1回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第2号	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第3号	宮代町立コミュニティセンター進修館条例の一部を改正する条例について	5
議案第4号	宮代町都市公園条例の一部を改正する条例について	7
議案第5号	宮代町個人情報保護条例及び宮代町情報公開条例の一部を改正する条例について	9
議案第6号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	11
議案第7号	みやしろ健康福祉事業運営委員会条例の一部を改正する条例について	13
議案第8号	特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第9号	宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第10号	宮代町国民健康保険支払基金条例を廃止する条例について	19
議案第11号	宮代町土地区画整理事業推進基金条例を廃止する条例について	21
議案第12号	町道路線の認定について	23
議案第13号	町道路線の廃止について	24
議案第14号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	25
議案第15号	宮代町監査委員の選任につき同意を求めることについて	26
議案第16号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	27
議案第17号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	28

議案番号	件名	頁
議案第18号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	29
議案第19号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	30
議案第20号	平成29年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について	32
議案第21号	平成29年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	33
議案第22号	平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	34
議案第23号	平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	35
議案第24号	平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	36
議案第25号	平成30年度宮代町一般会計予算について	37
議案第26号	平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	38
議案第27号	平成30年度宮代町介護保険特別会計予算について	39
議案第28号	平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	40
議案第29号	平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について	41
議案第30号	平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について	42
議案第31号	平成30年度宮代町水道事業会計予算について	43

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

平成29年度宮代町一般会計補正予算（専決第2号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

公設宮代福祉医療センターにおける介護用備品が故障し、施設運営に支障をきたしたため、緊急に買い替える予算を計上する必要が生じたことから、平成29年度宮代町一般会計予算に745万2,000円を追加し、総額を103億762万2,000円とすることについて専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年度宮代町一般会計補正予算（専決第2号）（別冊）

平成30年1月29日

宮代町長 新 井 康 之

議案第2号

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、宮代町重
度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条
第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年宮代町条例第10号)
の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号キ中「他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者」
を「他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同号ク中「法律
第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、同項第8号中「町が行う国民健康
保険の被保険者である者」を「宮代町の区域内に住所を有するとみなされる者」に
改め、同項第10号を第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期
高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、宮代町の区
域内に住所を有するとみなされていた者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

宮代町立コミュニティセンター進修館条例の一部を改正する条例について
宮代町立コミュニティセンター進修館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代町立コミュニティセンター進修館の談話室改修に伴い施設使用料を徴収する
ため、宮代町立コミュニティセンター進修館条例の一部を改正したいので、地方自
治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立コミュニティセンター進修館条例の一部を改正する条例
宮代町立コミュニティセンター進修館条例（昭和55年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表のうち1 基本使用料の表茶室の項の次に次のように加える。

談話室	300円
-----	------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町立コミュニティセンター進修館条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第4号

宮代町都市公園条例の一部を改正する条例について
宮代町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

都市公園法施行令の一部改正に伴い、宮代町都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町都市公園条例の一部を改正する条例

宮代町都市公園条例(平成5年宮代町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の4に次の1項を加える。

- 2 一の都市公園に運動施設として設けられる敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない。

第1条の5第1項中「前条ただし書」を「前条第1項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第5号

宮代町個人情報保護条例及び宮代町情報公開条例の一部を改正する条例について

宮代町個人情報保護条例及び宮代町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、宮代町個人情報保護条例及び宮代町情報公開条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町個人情報保護条例及び宮代町情報公開条例の一部を改正する条例
(宮代町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 宮代町個人情報保護条例(平成11年宮代町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条第3号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条第2項中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項ただし書中「当該個人情報」を「当該要配慮個人情報」に改め、同項各号を削る。

(宮代町情報公開条例の一部改正)

第2条 宮代町情報公開条例(平成11年宮代町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「その他の記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について
宮代町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成30年度からの介護保険料の改定及び介護保険法の一部改正等に伴い、宮代町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険条例（平成12年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第6号中「（以下「合計所得金額」という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号ア中「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同項第8号ア中「290万円未満」を「300万円未満」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮代町介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第7号

みやしろ健康福祉事業運営委員会条例の一部を改正する条例について
みやしろ健康福祉事業運営委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出
する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

障害児福祉計画及び地域福祉計画の策定にあたり、みやしろ健康福祉事業運営委員会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

みやしろ健康福祉事業運営委員会条例の一部を改正する条例

みやしろ健康福祉事業運営委員会条例（平成14年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び障害者の日常生活」を「、障害者の日常生活」に改め、「障害福祉計画」の次に「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定による障害児福祉計画」を加え、同条中第3号を第4号とし、同条第2号中「みやしろ健康福祉プラン」を「前2号に規定する計画」に、「監視」を「点検」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1号の規定による地域福祉計画の策定又は変更に関する審議

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 8 号

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 1 5 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員として、徴収事務指導員を新たに任用することに伴い、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表のうち3 その他の特別職の表さわやか相談員の項の次に次のように加える。

徴収事務指導員	月額180,000円	
---------	------------	--

別表のうち3 その他の特別職の表備考第2項中「及びスポーツ推進委員」を「、スポーツ推進委員及び徴収事務指導員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第9号

宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宮代町後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮代町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第10号

宮代町国民健康保険支払基金条例を廃止する条例について
宮代町国民健康保険支払基金条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

国民健康保険制度の運営の都道府県化に伴い、支払基金の設置目的が終了するため、宮代町国民健康保険支払基金条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険支払基金条例を廃止する条例
宮代町国民健康保険支払基金条例(昭和39年宮代町条例第9号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

宮代町土地区画整理事業推進基金条例を廃止する条例について
宮代町土地区画整理事業推進基金条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 15 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業が換地処分されたため、宮代町土地区画整理事業推進基金条例を廃止したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町土地区画整理事業推進基金条例を廃止する条例
宮代町土地区画整理事業推進基金条例（平成10年宮代町条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
		終 点	
1	第71号線	宮代町大字国納847番1地先	
		宮代町大字国納896番9地先	
2	第72号線	宮代町大字和戸1765番3地先	
		宮代町大字和戸1918番地先	
3	第660号線	宮代町大字和戸1484番1地先	
		宮代町大字和戸1444番1地先	
4	第1640号線	宮代町大字国納904番4地先	
		宮代町大字和戸1762番2地先	
5	第1641号線	宮代町大字国納905番4地先	
		宮代町大字国納867番2地先	
6	第1642号線	宮代町大字国納885番5地先	
		宮代町大字国納885番3地先	
7	第1643号線	宮代町大字和戸1665番2地先	
		宮代町大字国納707番2地先	
8	第1644号線	宮代町大字国納730番4地先	
		宮代町大字和戸1581番2地先	
9	第1645号線	宮代町大字和戸1371番3地先	
		宮代町大字和戸1363番5地先	
10	第1646号線	宮代町大字和戸1360番5地先	
		宮代町大字和戸1357番2地先	

平成30年2月15日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

首都圏中央連絡自動車道の建設に伴い整備された機能補償道路を町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第13号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第71号線	宮代町大字国納847番1地先	
		宮代町大字国納904番地先	
2	第72号線	宮代町大字国納905番地先	
		宮代町大字和戸1918番地先	
3	第660号線	宮代町大字和戸1481番1地先	
		宮代町大字和戸1444番1地先	

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

首都圏中央連絡自動車道の建設に伴い整備された機能補償道路の町への帰属に伴い、町道路線の廃止をしたいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第14号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 菊 地 信 一
- 3 生年月日 [REDACTED]

平成30年2月15日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに菊地信一氏を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第15号

宮代町監査委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町監査委員に選任することについて同意を求める。

1 住 所

2 氏 名 新 祖 章

3 生年月日

平成30年2月15日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに新祖 章氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第16号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 田 口 寿 美 子
- 3 生年月日 [REDACTED]

平成30年2月15日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現公平委員会の委員である田口寿美子氏を引き続き委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第17号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を
求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 関 永 一 徳
- 3 生年月日 [REDACTED]

平成30年2月15日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現固定資産評価審査委員会の委員である関永一徳氏を引き続き委員に選任したい
ので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第18号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成30年3月31日をもって埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて、議決を求める。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

議案第19号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成30年4月1日から入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第20号

平成29年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について
平成29年度宮代町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。
平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

各種事業実績の確定による減額並びに国県支出金の返還及び国民健康保険特別会計への繰出金の増額などに伴い平成29年度宮代町一般会計予算から1億6,865万9,000円を減額し、総額を101億3,896万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第21号

平成29年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
平成29年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

各種事業実績及び各種交付金交付見込み額の減額等に伴い、平成29年度宮代町国民健康保険特別会計予算から2億1,433万4,000円を減額し、総額を47億6,234万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第22号

平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり
提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

埼玉県後期高齢者医療広域連合納付金の増額等に伴い、平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に1,785万2,000円を追加し、総額を4億5,791万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり
提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

事業費の確定に伴い、平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計予算から
5,677万円を減額し、総額を10億783万3,000円とすることについて、
地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第24号

平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

事業費の確定に伴い、平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算から425万円を減額し、総額を5,377万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第25号

平成30年度宮代町一般会計予算について

平成30年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町一般会計予算の総額を96億3,400万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第26号

平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算について
平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を39億5,054万2,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定によりこの案を提出するものである。

議案第27号

平成30年度宮代町介護保険特別会計予算について
平成30年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成30年2月15日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

平成30年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を29億8,980万2,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第28号

平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について
平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を4億9,383万6,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第29号

平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について
平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成30年2月15日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計予算の総額を9億7,855万7,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第30号

平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について
平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算の総額を5,272万4,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第31号

平成30年度宮代町水道事業会計予算について

平成30年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年2月15日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を8億3,480万5,000円とし、収益的支出の予定額を7億2,461万円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を1,905万2,000円とし、資本的支出の予定額を4億9,157万円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。